

# 災害時における葬祭業務に関する協定書

平成25年11月21日

鈴鹿市

三重県葬祭業協同組合



## 災害時における葬祭業務に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合における葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、鈴鹿市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時に葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができることとし、乙は次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、甲が指定する業務の提供

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる協力の要請を行う場合には、乙に別紙1により要請を行うものとする。

- 2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や書面による連絡が不可能な場合等は、口頭での要請を行えるものとするが、この場合でも遅滞なく書面による要請を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から第2条に定められた協力の要請を受けたときは、誠実に甲に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力を実施した場合には、甲に別紙2により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が実施した協力業務に要した経費は、甲が負担するものとし、負担する経費の価格は、災害救助法その他法令等に基づく他、甲乙協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、遺体搬送時の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合には、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名若しくは記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月21日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

末松則子 

乙 三重県津市桜橋三丁目286番  
三重県葬祭業協同組合  
理事長

山本喜己 

(別紙1)

年 月 日

様

鈴鹿市長

## 要 請 書

災害時における葬祭業務に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

要請日	平成 年 月 日
要請理由	
要請内容	
履行期間	
備 考	
連絡先	鈴鹿市 課 担当 電話 FAX

(別紙2)

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

(法人名)

(代表社名)

## 報 告 書

災害時における葬祭業務に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり協力内容について報告します。

協力内容	
履行期間	
備 考	
連絡先	